

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を 2,000 万円減少し 3,000 万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和 5 年 4 月 5 日であり、株主総会の決議は、令和 5 年 2 月 17 日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.lifeboat.jp/news/index.php>

令和 5 年 3 月 3 日

東京都千代田区神田神保町二丁目 2 番地 34

株式会社ライフボート

代表取締役 山崎高弘